

西之表市中小企業・小規模企業振興条例

種子島は古くから日本本土と琉球・中国・東南アジア・インド・西欧などと海の道で結ばれ、交易の接点として重要な役割を果たしてきた。

その中でも、西之表市は、島主種子島氏の府本として「赤尾木」と呼ばれた時代から種子島及び屋久島の政治・経済・文化の中心都市として海の玄関口である西之表港を中心として発展してきた。

しかしながら、人口減少社会の到来や情報通信技術の発展による購買人口の減少、経済のグローバル化による社会構造の変化など、これまで地域の雇用と経済を支え、市民生活の向上をもたらす重要な存在である中小企業及び商店街を取り巻く環境は大きく変化してきており、中小企業の活力低下が懸念される。

このような中で、中小企業が成長し、発展していくためには、中小企業者等自らがその重要性を再認識し、創意工夫した上で経営の向上のために努力を行っていくとともに、中小企業の振興が西之表市の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと、市民や行政も共有することが重要である。

以上のことを踏まえ、中小企業を振興する上での企業、行政、関係機関及び市民の役割や関係を明らかにし、成長発展に向けた取組を関係機関が一体となって継続的に推進することにより、中小企業の振興を図り、地域経済の活性化と市民生活の向上を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市経済において重要な役割を果たす中小企業・小規模事業所（以下「中小企業」という。）の振興の基本となる理念を定めるとともに、市の責務、中小企業者・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）の努力、関係者の役割等を明らかにし、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模事業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会、商店街振興組合その他の中小企業の振興を目的とする団体であって、市内に住所を有するものをいう。
- (4) 商店街 市内において小売業、卸売業、サービス業その他の商業の機能が集積している地域において事業を営んでいるものをいう。
- (5) 金融機関 市内に本店又は支店を置く金融機関をいう。

(6) 大企業者 中小企業者等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(7) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下、中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、鹿児島県及び中小企業団体との連携を図り、中小企業の成長発展及びその持続的発展が推進されなければならない。

(中小企業者等の努力)

第4条 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、技術の継承、人材の育成、雇用の促進及び従業員の福利厚生の実現に取り組むことにより、強靱な経営体質をつくるよう努めるものとする。

2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、地域経済の活性化に中小企業者等の立場から提言し、豊かで住みよい地域づくりの実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、地域経済の振興を図るため、市産品の積極的な利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

4 中小企業者等は、相互に連携を図りながら、中小企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興及び商店街の活性化を図るための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業者等及び商店街に対する支援を行うよう努めるものとする。

3 市は、中小企業者等及び商店街に対する技術の向上並びに安定的な雇用の維持及び確保を含む事業の継続的な発展に資する支援を行うよう努めるものとする。

4 市は、中小企業の振興及び商店街の活性化が本市の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を広く市民等へ周知するよう努めなければならない。

5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たって、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保し、中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業者等が実施する経営の革新及び経営基盤の強化に対する取組に対し積極的な支援に努めるとともに、中小企業の振興及び商店街の活性化を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(商店街の役割)

第7条 商店街は、中小企業者等の創意工夫による良質な商品及び魅力あるサービスを提供するための環境整備に努めるものとする。

2 商店街は、地域コミュニティ形成の担い手として、安心安全な地域づくりへの貢献に努めるものとする。

3 商店街は、地域経済の振興に寄与するため、中小企業の振興及び商店街の活性化を図るための施策並びに中小企業団体が行う活動の推進に当たり、市及び中小企業団体と相互に連携を図るよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第8条 金融機関は、中小企業者等に対する円滑な資金供給に努めるとともに、中小企業の振興及び商店街の活性化を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の協力)

第9条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業者等と大企業者がともに事業活動の維持及び発展に欠くことのできない存在であることを認識し、中小企業者等と連携してその振興及び地域経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(市民等の理解及び協力)

第10条 市民等は、中小企業の振興及び商店街の活性化が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内で生産し、製造し、加工し、若しくは販売する商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業及び商店街の成長発展を促すよう努めるものとする。

(小規模事業者への配慮)

第11条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、特に小規模事業者に配慮し、積極的な施策の実施に努めるものとする。

(計画の策定及び見直し)

第12条 市は、中小企業の振興及び商店街の活性化に資する施策を長期振興計画に登載し、その成果を評価検証して、定期的に見直さなければならない。

2 市は、前項の見直しに当たっては、幅広い分野から意見を聴くよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。